

仕様書

1 品名

簡易受付発券機

2 数量等

100 セット

(1 セットは発券機 1 台、表示機 1 台、操作機 2 台及び発券機用ロール紙 10 巻)

3 基本的要件

別紙「基本的要件」を満たすものとする。

4 基本設計

本件の設計に当たっては、PL(製造物責任)法に基づき設計すること。

5 納入場所等

納入場所、納入数量及び納入期限は、日本郵便株式会社調達部から、その納入期限とする日の前日から起算して 30 日前の日までに「発注指示書」及び「納入場所一覧」により指示する。

なお、納入期限は、2024 年 9 月 30 日(月)とする。

6 納入方法

(1) 納入には、直納もしくは日本郵便株式会社商品のゆうパックを用いて納入すること。

(2) 納入に当たり、日本郵便株式会社商品のゆうパックを用いて送付する場合は、日本郵便株式会社提供する送り状印字ソフトを利用して送り状を作成し、差出しを行う郵便局と調整の上、差し出すこと。ただし、当該ソフトをインストールできない場合は、日本郵便株式会社金融業務部(以下「主管担当」という。)から別途提供されるフォーマットで出荷データを作成し、差出しを行う郵便局に事前連絡の上、提供すること。

(3) 納入の際は、「納品書」を提出すること。

なお、提出書類の返送が必要な場合は、返信用封筒も添付することとし、この場合、返送に係る費用は物品供給者の負担とする。

7 保証

本品には、天災その他不可抗力又は使用者側の故意若しくは過失による場合を除き、納入の日から起算して満 1 年間の故障を無償で修理する旨を明記した保証書を添付すること。

8 パンフレット等

次のことを記載したパンフレット等を 1 個に 1 部添付すること。

なお、契約締結後速やかに、主管担当にも 1 式提出すること。

(1) アフターサービスの保守業者名、住所、電話番号等(担当地域を明記すること。)

(2) 取扱説明書(紙媒体に限る。)

(3) 点検、整備、軽微な故障箇所の発見及び修理方法のマニュアル(紙媒体に限る。)

(4) 使用方法をまとめた簡易マニュアル

(簡易マニュアルについては、事前に主管担当に提出し、承認を得ること。)

9 保守等の体制

障害発生時に迅速に対応できるよう保守又は修繕の体制を確立し、当該機器設置場所(以下「設置場所」という。)から連絡を受けた場合は、無償保証期間中、無償保証期間経過後のいずれにおいても速やかに修理対応を行うこと。また、修理を郵送で行う場合は代替品を郵送すること。

保守部品は、性能及び品質を保持するため、納入後最低7年間は保有すること。

10 ネームプレート

(1) 次図により作成し、当該資産の前面上部等の容易に確認できる箇所にはり付けること。

	60~80 mm 程度		
50~60mm 程度	日本郵便株式会社		
	資産区分		
	品目コード	275044600000000	
	品名	簡易受付発券機	
	納入年月	年 月	← 実際に納入した年月を記入する。
	製造メーカー		← 製品の製造メーカー名を記入する。
	型番・品番		← 製品の型番又は品番を記入する。
	物品供給者名		← 物品供給者名を記入する。
物品供給者電話番号		← 物品供給者の電話番号を記入する。	

(※1) 資産区分欄には、「有形固定資産(動産)」、「一括償却資産」又は「少額資産」のいずれかを記入する。

なお、「一括償却資産」の表示は、税抜単価 10 万円以上、税抜単価 20 万円未満の場合とする。

(※2) 納入年月欄には、納入期限の年月を記入しないこと。

- (2) 材質は銀つや消しネーマとする。ただし、アルミニウム板を使用しても差し支えない。
- (3) 文字は黒書きとし、文字の大きさは字数により適当な大きさとする。
- (4) 記載事項が鮮明に判るように印字すること。

11 納入前の品質検査

当該製品のカタログ等を主管担当に提出し、主管担当の確認を受けること。

12 納入後の書類の提出

納入を証明する書類及び請求書を、配達完了データで確認できる最後の配達完了日の翌日から起算して5営業日以内に主管担当に提出すること。

13 その他

- (1) 本品の故障、修理等に関し、調査、報告及び資料の提供を求められた場合は、速やかに要求に応じること。
- (2) 本仕様書の詳細については、主管担当(Tel 03-3477-0790)の指示に従うこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、その都度主管担当及び契約者において協議の上、決定するものとする。

基本的要件

1 発券機

- (1) 外形寸法は、幅 140mm×高さ 140mm×奥行 180mm 以下(ただし、突起物を除く。)であること。
- (2) 重量は、2kg 以下であること。
- (3) 電源は、単相 100V 50/60Hz で使用可能であること。
- (4) 消費電力は、発券機 1 個、表示機 1 個及び操作機 2 個を接続した状態で 100W 以下であること。
- (5) 日付管理は、自動更新で閏年補正機能付であること。
- (6) 番号カードのスタート番号は、午前零時で自動的に初期化されること。
- (7) 番号カードの発券は、1 ロールで 550 枚以上発行が可能なこと。
- (8) サーマルロール紙の交換は専門的知識を有さない者でも、容易に行えること。
- (9) 番号カードには、3 桁の受付番号、発行年月日及び案内文言が印字できること。
- (10) 自動的に番号カードを裁断できること。
- (11) 設置して電源を入れるだけで使用可能であること。

2 表示機

- (1) 外形寸法は、幅 250mm×高さ 150mm×奥行 50mm 以下(ただし、突起物を除く。)であること。
- (2) 表示機表面の番号表示は、文字サイズ 2 インチ以上、表示桁数は 3 桁以上であること。
- (3) 発券機から独立して設置することも可能であること。

3 操作機

- (1) 外形寸法は、幅 100mm×高さ 60mm×奥行 150mm 以下(ただし、突起物を除く。)であること。
- (2) 番号表示及び音声によるお客様の呼び出しは、ワンタッチ操作でできること。
- (3) お客様を再度呼び出すリコールスイッチを有していること。
- (4) 呼び出し番号が表示されること。

4 音声による呼出機能の設定

- (1) 呼出番号表示に合わせて、音声による呼出機能があること。
- (2) 音声の音量調整機能があること。
- (3) 音声による呼出機能の設定についての詳細は、主管担当の指示に従うこと。